

25み監査第 81号  
平成26年 1月27日

みよし市長	小野田 賢 治 様
みよし市議会議長	近 藤 剛 男 様
みよし市教育委員会委員長	加 藤 志津香 様

みよし市監査委員	倉 本 繁 八
同	加 藤 康 之

財政援助団体監査の結果に関する報告について（提出）

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

# 財政援助団体等監査結果報告書

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等の監査を次のとおり実施しました。

## 第1 監査を実施した監査委員

倉本繁八  
加藤康之

## 第2 監査の種類

財政援助団体監査（補助金交付）

## 第3 監査の概要

### 1. 監査の実施期間

平成25年10月8日から平成26年1月27日まで

### 2. 監査の対象とした団体

財政援助団体	市所管部局
みよし市カヌー協会	教育部 スポーツ課
みよし市文化協会	教育部 教育行政課
学校法人滝の坊学園 三好桃山幼稚園	健康福祉部 子育て支援課

### 3. 監査の対象とした事項及び範囲

#### (1) 対象事項

平成24年度財政的援助（補助金）に係る出納その他の事務の執行

#### (2) 対象補助金及び交付決定額

みよし市スポーツ振興事業補助金	11,390,294 円
みよし市文化協会事業補助金	2,541,288 円
みよし市私立幼稚園就園奨励費補助金	11,269,100 円
みよし市私立幼稚園在園児授業料等補助金	1,560,900 円
みよし市私立幼稚園教育振興費補助金	1,665,000 円

### 4. 監査の着眼点及び実施方法

補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か、補助金交付の公益上の必要性は十分にあるか、財政援助団体の補助対象事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分な効果が上げられているか、また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないかなどを主眼として、出納その他の事務の執行について、団体から提出された資料及び提示された関係書類、帳簿等を照合、確認するとともに、団体職員の説明を聴取するなど実地に調査し、監査を実施しました。

## 第4 監査の結果

### 1. みよし市カヌー協会

みよし市カヌー協会は、本市が「わかしゃち国体」のカヌー競技会場となることを契機に、カヌー競技の普及と「カヌーのまち・みよし」の推進を図ることを目的とし、平成4年に設立されました。現在、会員数は選手と審判を含め総勢350名となり、カヌー競技の振興と競技力向上のため、大会や交流会を開催するなど「カヌーのまち・みよし」をアピールしながら選手の育成等に力を注いでいます。

監査では、補助金の申請書類、補助対象経費の支払調書、預金通帳、会則等を確認しました。

### 2. みよし市文化協会

みよし市文化協会は、郷土の文化を高揚し、会員相互の教養の向上に努めることを目的に、昭和42年に設立され、以来、市民憲章の中の一章にある「かおり高い文化のまち」づくりの推進の一翼を担ってきました。設立当初は15部会500人であった部会数、会員数も、現在では29部会900人になり、市内最大の文化活動団体となりました。部会には展示や芸能部門などさまざまな分野があり、それぞれがみよし市の文化振興のため、日々活動しています。

監査では、補助金の申請書類、補助対象経費の支払調書、領収書、預金通帳、会則、部会活動費に関する書類等を確認しました。

### 3. 学校法人滝の坊学園 三好桃山幼稚園

三好桃山幼稚園は、当時の三好町ではじめての幼稚園として、昭和42年に開園しました。当初は3クラス120名の幼稚園でしたが、平成13年には500名を超える園児が通うようになり、現在は470名の園児が毎日元気に生活しています。この幼稚園では「子どもが主役」であり、「自信と勇気、思考力とユーモアのある子」を目標に、約60名の保育者たちが、さまざまな経験を通して考えることのできる教育を実践しています。

監査では、各補助金の申請書類、みよし市私立幼稚園教育振興費補助金で購入した絵本等を確認しました。

各財政援助団体の補助金に係る出納その他の事務の執行については、補助金交付申請書に添付された事業計画書、収支予算書及びそれぞれの補助金交付要綱に規定された補助金の交付条件に従って、各団体の会則を始め経理規程等の諸規定に基づき、概ね適正に執行され、会計経理も適正に処理されていると認められました。

しかし、各団体において、市に準じた事務処理をしているにも関わらず、市と同様の執行となっていない、あるいは諸規定の整備がされていないなど、事務執行の一部において以下のとおり是正、改善を必要とする事項が認められたので、速やかに所要の措置を検討、実施されるよう要望するとともに、再発防止に向けた一層の

取り組みを求めます。

1 臨時職員の就業時間等について

(1) 実際は1日7時間45分で勤務しているが、規定では「1日8時間」となっており、実務にあわせて改正されていなかった。 【みよし市カヌー協会】

(2) 実際は1日7時間45分で勤務しているが、規定では「1日8時間」となっていた。また、規定では「臨時職員の賃金は日額で定める」となっているが、実際は時給で計算されており、実務にあわせて改正されていなかった。

【みよし市文化協会】

2 旅費について

(1) 「みよし市文化協会職員旅費支給規程」に旅費として規定されていない高速料金、駐車場代が、旅費として処理されていた。 【みよし市文化協会】

3 財産管理について

(1) 財務規定に定める現金出納簿（現金の取り扱いあり）が整備されていなかった。 【みよし市カヌー協会】

(2) 「みよし市文化協会財務規定」に規定されている現金出納簿（現金の取り扱いあり）、消耗品受払簿が整備されていなかった。 【みよし市文化協会】